

令和 6 年度 協働事業提案制度の見直しについて

令和 6 年度の協働事業提案制度は、30 件程度の申請が予想されます（R4：10 件、R5：19 件）。

今年度の反省点を踏まえ、7 月 25 日の zoom 会議（前任の協働のまちづくり推進委員会委員）のご意見をもとに「令和 6 年度 協働事業提案制度」を見直したいと考えていますので、方針案の検討をお願いします。

1 申請要件

- ◆ 応募要件は、原則として変更しない。
- ◆ 初めて行う事業は「スタート支援コース」に限定する。
- ◆ 申請様式を変更する。
 - スタート支援コース…簡易な申請様式
 - ステップアップ支援コース…過去の事業実績と目標の到達点などを記載

2 予算配分（予算に限りがある）

（事務局推奨案） 合格点を満たした採択団体に予算を按分する

（兵庫県の補助制度で事例あり）

<メリット>

- 合格点を満たした全ての団体が、補助金（減額の場合あり）を受けることが可能
- 順位付けが不要となり、採点も容易
- 絶対評価による採点でよく、審査日を 2 日間に分けた場合でも採否決定が容易
- 多くの提案に対し、市からの支援が可能

<デメリット>

- 満額の交付が受けられない場合は、提案事業の実施方法や予算の見直しが必要
 - ➡ 申請書に、補助金減額の場合の方法を記載する項目を追加
 - 減額後の額に関わらず実施可能
 - 減額後の額が()円以上の場合は実施可能(以下の場合は辞退)
(対応方法記載例：自己資金や参加費の増額、事業規模の縮小 など)
 - 実施は不可能(補助金の交付を辞退)

3 審査方法

◆ スタート支援コース、ステップアップ支援コースの審査日を分ける。

- 審査に時間をかけることが可能
- テーマが似ている団体の発表時間帯を合わせ、交流や協働の裾野を広げる。

◆ 公開プレゼンテーション方式とする。

1団体15分（プレゼン6分、質疑7分、交代2分）

※ ポスターセッション方式は、会場の広さ、貸し出しパネルの数等から難しい。

◆ 審査基準（採点）は、令和5年度と同様の項目で30点以上を合格点とする。

- 寄附等による加点は影響がなくなることから、加点（2点）を加算した合計点が30点以上（審査基準28点以上）を合格点とする。
- 審査を「○」「×」など簡易なものとした場合、審査項目を細分化して項目を増やすこととなる。また、審査項目は一定クリアできていることが必須であり、その中でどれぐらい出来ているかを2択では判断できず、委員間で判定が分かれた場合の採否が難しい。

4 募集スケジュール

◆ 令和6年2月から募集・申請受付を行い、新年度に公開プレゼンテーション（審査）を行う。

（令和5年度より、約1カ月工程を前倒し）

- ・ 早い時期に補助金交付の可否が分かった方が、申請者にとって事業を実施しやすい。
- ・ 4月募集の場合、学生が新しい仲間と事業を立ち上げることは難しい。
- ・ 議会の議決を得られなかった場合は、協働事業提案制度による補助を実施できないことがある旨を募集案内に記載する。

実施月	内 容
2月1日～2月29日	募集 ➡ 申請受付（市民活動推進プラザ）
3月上旬～下旬	申請書類の点検（書類不備の修正指示等）
	3月市議会定例会で、令和6年度予算議決（予算額確定）予定
4月中旬	各委員へ申請書類・資料等を郵送
4月下旬	令和5年度採択団体 公開報告会后、委員会で申請内容を確認
5月下旬～6月上旬	公開プレゼンテーション
6月中旬	補助金交付決定 ➡ 団体から請求書提出 ➡ 補助金交付

募集案内

令和5年度 三田市協働事業提案制度

『ええやん！ やってみよっ！』



共に一歩を踏みだそうとする皆さんを応援 します

【申請受付期間】 令和5年4月10日(月) ~ 5月20日(土)

【相談】 通年実施

【申請・問い合わせ】 市民活動推進プラザ
三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール)6階
TEL:079-559-5168 FAX:079-559-5169
e-mail: kippy-suishinp@bz04.plala.or.jp



三田市役所 地域共創部 市民協働室 協働推進課



1. 協働事業提案制度「ええやん！やってみよっ！」とは

みんなを笑顔にする、困りごとを助ける、地域を元気にする、あなたのそんな提案を「協働・共創のまちづくり」を目指す三田市が応援します。

あなたの思いや得意なことで、誰かやどこかにつながって、人づくり、地域づくり、まちづくりに関わってみませんか。

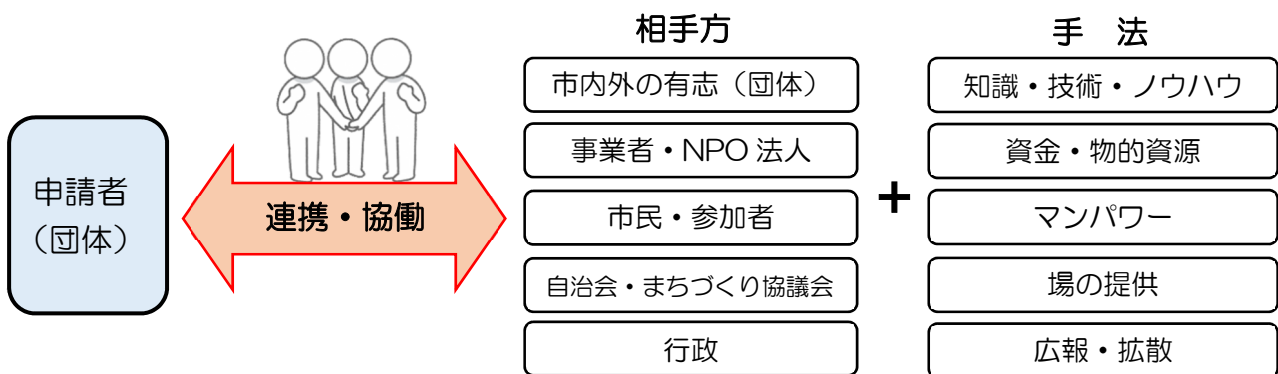
「ええやん！やってみよっ！」は、資金の応援とつなげる応援がセットになっています。事業計画がまとまっている方も、具体化を思案中の方も気軽に市民活動推進プラザにご相談ください。



2. 支援対象事業について

◆ 本制度の支援対象事業は、主に三田市民を対象とする公益性のある事業の提案のうち、以下の要件に該当するものとします（書類審査または採否の判断材料になります）。

- 事業計画に、他の団体・グループや参加者などと人材・特技・資金提供等の連携・協働が、1つ以上盛り込まれていること。



<連携・協働の例>

- ・申請者と他団体がコラボして、同じ目的に向かって一緒に事業を行う。
- ・申請者の事業に企業が賛同し、企業から寄附を受ける。
- ・申請者の特技を活かして、地域を元気にしたり、文化や技術を伝える。 等

- 次の要件をすべて満たしていること。

- ・ 非営利事業として企画・実施され、新規性や継続性が高い事業であること。
- ・ 地域社会の課題解決が意識されていること。
- ・ 令和5年度中(令和6年3月31日まで)に一定の成果が確認できる事業であること。

- 次のいずれにも該当していないこと。

- ・ 特定の個人または団体、あるいは提案者や協働団体が主に利益を受ける事業
- ・ 営利活動や勧誘活動に相当する事業
- ・ 趣味、愛好サークル、親睦会など参加者の負担ですべき活動
- ・ 三田市から他の補助金・交付金等の交付を受ける事業
- ・ 政治的、宗教的な意見や思想の普及とみなされる事業
- ・ 暴力団および暴力団員等の関与や統制下で行われる事業



3. 提案者について

- ◆ 提案事業の代表責任者は、三田市内に在住・在勤・在学されている方とします。



既存の団体じゃなくても、三田市で公益的事業を継続的に行おうとするグループ活動でも、応募できますよ。



4. 制度の種類

- ◆ 次の2コースから選択して、申請できます。

①【スタート支援コース】

新たに実施しようとする公益的事業に要する初期費用の一部を補助します。

申請限度	1年度1団体につき1事業に限る
補助金	・事業に要する経費の100%以内で上限10万円 (100円単位、端数は切り捨て)

活動を始めたばかりの団体や、事業の立ち上げ資金が必要なグループにもピッタリです。



②【ステップアップ支援コース】

実績がある公益的事業の定着等を図る提案について、事業費の一部を補助します。

申請限度	1年度1団体につき1事業とし、連続して2年度までに限る
補助金	・事業に要する経費の90%以内で上限20万円 (100円単位、端数は切り捨て) ※年度ごとに申請・審査があり、連続して補助を受けられない場合があります。

- ・単なる既存事業の継続ではなく、本制度を活用するにあたっては、初年度の申請は必ず事業をステップアップ（拡充・定着・自立化）を見込んで提案してください。

もっと事業を充実や拡充させていきたいと考えているグループにお勧めです。



- ◆ 補助対象事業は、2コースを一括し、審査結果の上位から予算の範囲内で決定します。



5. 外部資金活用提案の優遇

「ええやん！ やってみよっ！」では、外部資金獲得の努力を評価し、寄附で公益活動を支援する文化を応援するために、①クラウドファンディング、②企業版ふるさと納税制度、③市内事業者からの寄附による資金調達にチャレンジする場合、公開プレゼンテーションの審査において加点します。

市からの補助金を寄附獲得のための経費に充てることができます。



外部資金の調達にチャレンジすることで、審査に加点があるので、採択される可能性が高まるね。

①【クラウドファンディング】

クラウドファンディング運営サイトなどを活用し、自分たちの活動に賛同してくれた人から広く資金を集める仕組みで、外部資金を調達する手法として活用されています。

目標金額に達成せず資金調達ができない場合や、運営会社への手数料・寄附者への返礼品等についても検討しておく必要があります。

②【企業版ふるさと納税制度】…お問い合わせは、協働推進課へ

(連絡先は裏表紙に記載)

提案者が寄附事業者を探し、協働事業提案制度の事業採択後に、寄附事業者から寄附の申し出があった場合に、市を通じて寄附金を提案者に交付します。

寄附事業者は、税制控除の優遇措置が受けられます。

<注意点>

- ・事前審査が必要ですので、申請前に必ず協働推進課へご相談ください。
- ・本社が三田市内に所在する企業、三田市のみに事務所や店舗がある企業、法人格を持たない事業者等は、企業版ふるさと納税の寄附ができません。
- ・寄附を行うことの見返りとして、寄附事業者が経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ・協働事業提案制度で採択されなかった場合は、企業版ふるさと納税制度の適用を受けることはできません。

③【市内事業者からの寄附】

市内に本社がある事業者が提案者の事業に賛同し、10万円以上の寄附をされる場合が対象です。市内事業者には原則として税制控除等の優遇措置はありません。



6. 主なスケジュール

申請などのスケジュール	日程
事前相談（市民活動推進プラザ）	通年
令和4年度採択団体の公開報告会	日時：4月16日（日）14時～ 場所：まちづくり協働センター 申請をお考えの方はぜひお越しください
① 申請書の提出	4月10日（月）～5月20日（土）
② 書面審査（一次審査）	6月中旬
③ 一次審査結果の通知	6月中旬
④ 公開プレゼンテーション（二次審査）	6月下旬
⑤ 交付決定（不決定）通知	7月中旬
⑥ 補助対象事業の活動期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
⑦ 補助金の請求	交付決定後
⑧ 補助金の概算払い	請求から約1カ月後
⑨ 変更申請（補助金額が変更となる場合）	—
⑩ 変更決定通知	—
⑪ 実績報告書の提出	令和6年3月31日まで
⑫ 確定通知、精算	令和6年4月
⑬ 公開報告会への出席・報告	令和6年4月頃

※ 予算に余裕が生じたときは、二次募集を行う場合があります。



7. 応募方法、審査など

- ◆ 応募手続き、申請書類、補助の対象となる経費、審査（公開プレゼンテーション）、審査項目などの詳細は、別冊の三田市協働事業提案制度『ええやん！やってみよっ！』手続き編をご覧ください。



8. その他

- ◆ 事業開始当初に補助金の全額を受領し、事業完了後に精算することができます。
- ◆ 補助金の交付決定前に、事業の大半が完了する事業については、応募することはできません。
- ◆ 自分たちだけでは人員が足りない、他の分野のノウハウが必要な場合など、市民活動推進プラザへお気軽にご相談ください。
他団体の紹介、実施に向けたアドバイスなどをさせていただきます。

三田市役所 地域共創部 市民協働室 協働推進課

〒669-1595

三田市三輪2丁目1番1号

TEL 079-559-5039

FAX 079-562-3555

手続き編

令和5年度 三田市協働事業提案制度

『ええやん！ やってみよっ！』

地域の未来は、
私たちに任せて!!

【申請受付期間】 令和5年4月10日(月) ~ 5月20日(土)

【相 談】 通年実施

【申請・問い合わせ】 市民活動推進プラザ
三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール)6階
TEL:079-559-5168 FAX:079-559-5169
e-mail: kippy-suishinp@bz04.plala.or.jp

三田市役所 地域共創部 市民協働室 協働推進課



お気軽に

市民活動推進プラザにご相談ください！



迷う前に、ぜひ相談を！

- ◆申請書の書き方が分からない
- ◆こんな活動も補助の対象かな？
- ◆一緒に活動する団体を紹介してほしいなど



市民活動推進プラザ

三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館（キッピーモール）6階

TEL：079-559-5168 FAX：079-559-5169

※10時～12時30分・13時30分～17時、水曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。

令和5年度 三田市協働事業提案制度『ええやん！やってみよっ！』について、手続きや審査の方法などをまとめましたので、ご確認の上、申請してください。



1. 手続き・スケジュール

申請などのスケジュール	日程
事前相談（市民活動推進プラザ）	通年
令和4年度採択団体の公開報告会	日時：4月16日（日）14時～ 場所：まちづくり協働センター 申請をお考えの方はぜひお越しください
① 申請書の提出	4月10日（月）～5月20日（土）
② 書面審査（一次審査）	6月中旬
③ 一次審査結果の通知	6月中旬
④ 公開プレゼンテーション（二次審査）	6月下旬
⑤ 交付決定（不決定）通知	7月中旬
⑥ 補助対象事業の活動期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
⑦ 補助金の請求	交付決定後
⑧ 補助金の概算払い	請求から約1カ月後
⑨ 変更申請（補助金額が変更となる場合）	—
⑩ 変更決定通知	—
⑪ 実績報告書の提出	令和6年3月31日まで
⑫ 確定通知、精算	令和6年4月
⑬ 公開報告会への出席・報告	令和6年4月頃

※ 予算に余裕が生じたときは、二次募集を行う場合があります。

【令和4年度採択事業報告会】

令和4年度に採択された9団体が、活動内容や体験談を報告します。

申請をお考えの方は、ぜひお越しいただき、情報交換をしてください。(無料、申込不要)

詳しくは、4月に市ホームページ等でお知らせします。

日時：令和5年4月16日(日) 14時～

場所：まちづくり協働センター 多目的ホール



申請書の提出

受付期間：令和5年4月10日(月)～5月20日(土)
10時～12時30分、13時30分～17時
水曜日・日曜日・祝日を除く。



受付場所：市民活動推進プラザ

三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール)6階
TEL：079-559-5168 FAX：079-559-5169
e-mail：kippy-suishinp@bz04.plala.or.jp

提出方法：次のいずれかの方法で申請してください。

- ① 市民活動推進プラザの受付窓口へ持参いただき、申請内容を確認
- ② eメールでデータを提出後、電話やリモートで申請内容を確認

※ ①の場合は、来館前に時間調整をお願いします。

受付後にeメールでデータを送信してください。

※ ②の場合は、申請内容に不備があった場合は、再度データを送信していただきます。

提出書類：次の申請書類を提出してください。

- ① 協働事業提案制度応募申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書・審査項目調書
- ③ 収支予算書
- ④ 前年度の活動実績が分かる資料(ステップアップ支援コースのみ)
- ⑤ クラウドファンディングや企業からの寄附を募る場合は、別途必要となる書類があります。

- ※ 申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。
- ※ 申請書類は、関係者に配布し、個人情報部分を除き公開します。
団体等の名称や事業内容等を市ホームページなどに掲載します。
- ※ 申請書類は、返却しません。
- ※ 申請までに、事業実施に必要な申請や許認可など、実現可能性についてご確認ください。また、地権者や関係者、関係機関等への事前調整などもお済ませください。
- ※ 事前に市民活動推進プラザにご相談いただくと、申請手続きがスムーズに進みます。
- ※ 前年度に不採択となった場合でも、不採択となった内容を改善して、再度申請していただくことができます。

② 書面審査（一次審査）

ご提出いただいた申請書類の形式や内容について審査します。

公開プレゼンテーション（二次審査）に進める提案事業は、16件までとします。

応募提案数が16件を超えた場合は、内容評価も実施し、上位16件を公開プレゼンテーション実施提案として選定します。

項目	評価のポイント
形式審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要書類が全て提出され、記入漏れや記載誤りがないか ● 応募要件を満たしているか <p style="text-align: right;">等</p>
内容評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画の実現可能性（3点～1点の3段階評価） ● 自立性・持続可能性（3点～1点の3段階評価） ● 外部資金調達の有無（1点・0点の2段階評価） <p>※クラウドファンディング、企業からの寄附</p>

※ 一次審査の採点結果が同点のときは、これまでの交付回数の少ない団体等を優先する場合があります。

③ 一次審査結果の通知

申請者に審査結果の通知を書面で郵送します。

※ 公開プレゼンテーション（二次審査）の時間等は、後日文書で通知します。

④ 公開プレゼンテーション（二次審査）

日時：令和5年6月下旬（別途通知）



審査員が、申請書類と公開プレゼンテーションの内容を、次の審査基準により審査します。
自由な方法（実演、模造紙にまとめる、パワーポイント、動画など）で、提案事業の内容をPRしてください。

(各提案15分以内) ※交代時間(2分)を含む

審査の流れ	配分	内 容
交代・準備	2分	速やかに交代し、準備をしてください ※パワーポイントをご利用の場合は、事前にデータをご提出いただきプレゼン用パソコンに設定します
プレゼンテーション	6分	提案事業の概要やアピールポイントを説明していただきます ※ <u>発表時間は厳守</u> してください
審査員質疑	7分	審査員が、申請内容について質問します ※簡潔にお答えください。審査員からの多くの質問に的確に答えることで、事業提案を補完できます

※ 申請件数が多いときは、各団体の提案・審査時間を短縮させていただく場合があります。

【審査基準】 50点満点 + 寄附による加点

評価項目	配点	評価のポイント
必要性	10点	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や社会のニーズを把握しているか ● 解決すべき課題やターゲットが明確か ● 優先度や重要性が高いテーマか
公益性	10点	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の理解や共感が得られるか ● 活動によって課題が解決し、広く根付いていくか ● 既存の活動で満たされていない市民ニーズに応える活動か
協働性	10点	<ul style="list-style-type: none"> ● 他団体との連携や市民参加による役割分担が意識されているか ● 連携・協働する各団体の専門性やノウハウが生かせる活動か ● 市民や他団体の参加・協力により、更なる展開や定着が見込めるか
計画性	10点	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動成果の目標が明確か ● 予算やスケジュールに無理がなく、適正な事業計画か ● 実現性や継続性がある事業計画か
コース別	5点	【スタート支援コース】 <ul style="list-style-type: none"> ● 協働事業提案制度の過去の補助金交付実績で自動的に配点 0回・・・5点、2回・・・3点、3回以上・・・1点
		【ステップアップ支援コース】 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の定着化(自立・継続・拡充)が見込める内容であるか
志・感動	5点	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査員イチ押しの事業内容に加点します

別途加点（クラウドファンディング、企業版ふるさと納税、市内事業者からの寄附）（3点）

評価項目	配点	評価のポイント
寄附による 加 点	3点	<ul style="list-style-type: none">● クラウドファンディング、企業版ふるさと納税の寄附、市内事業者からの寄附予定額が10万円以上● 採択基準の30点を超えた場合に、一律3点を加点します

※ 活動の自立・継続の手法として、寄附獲得へのチャレンジを応援し、加点します。

【 採択判断 】

- ・各評価項目を合計し、30点（50点満点の60%）以上の評価を得た提案を採択候補とし、寄附による加点を加えた得点上位の提案から、2コース一括で予算の範囲内で採択します。
- ・各評価項目を合計が30点（50点満点の60%）未満の場合は、不採択となります。この場合、寄附による加点も行いません。

【 その他 】

- ・ 審査結果に基づいて、提案内容に条件を付けさせていただく場合があります。
- ・ 予算に限りがあるため、事業採択候補が多い場合は、ステップアップ支援コースの継続補助を受けられないことがあります。

⑤ 交付決定（不決定）通知

公開プレゼンテーションの審査結果をもとに補助事業採択の適否を決定し、書面で交付決定（不決定）通知書を送付します。

⑥ 補助対象事業の活動期間

事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。
交付決定以前に要した経費も、補助対象経費として計上することができます。
※ 企業版ふるさと納税制度を活用する場合等は、例外があります。

⑦ 補助金の請求

交付決定通知書が届いたら、「協働事業提案制度補助金等交付請求書（様式第4号）」を市民活動推進プラザへ提出してください。

振込口座の情報に間違いがある場合は、お振り込みができません。再度手続きを行う必要があり、振り込みに日数がかかる場合がありますのでご注意ください。

⑧ 補助金概算払い

協働事業提案制度補助金等交付請求書の提出を受け、約1カ月後に概算払いにより補助金の全額を交付します。

補助金額の確定後に精算していただきます。

⑨ 変更申請

申請内容や補助金額の変更を予定される場合は、事前に市民活動推進プラザに相談してください。

必要に応じて「変更申請書」を市民活動推進プラザへ提出してください。

⑩ 変更決定通知

変更申請の内容を審査し、書面で「交付決定変更通知書」を送付します。

⑪ 実績報告書の提出

事業が完了したときは、期日までに市民活動推進プラザへ「実績報告書」を提出してください。

市民活動推進プラザ職員が、活動状況をお伺いしながら、提出書類の内容点検を行います。

提出期限：事業完了日から2週間以内で、かつ、令和6年3月31日まで

提出書類：① 協働事業提案制度補助金等実績報告書（様式第7号）

② 事業報告書

③ 事業収支決算書

④ 活動状況の分かる資料（写真、チラシ等）

⑤ 補助金を使用した対象経費の領収書の写し、通帳の写し等

⑥ クラウドファンディングサイトの募集ページの写し（審査で加点を受けた事業のみ）



⑫ 確定通知、精算

提出された実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定して書面で「確定通知書」を送付します。

概算払いで交付した補助金の額を下回る場合は、その差額を返還していただきます。

⑬ 公開報告会への出席・報告

令和6年4月頃開催する「公開報告会」に出席し、活動報告をしていただきます。

また、報告団体と申請を考えている団体、これから活動を始めたい人などと情報交換できるワークショップを行います。



2. 補助の対象となる経費

- ◆ 提案事業にかかる直接経費のみが対象です。
- ◆ 領収書の日付が、応募申請書等に記載の実施期間内（令和5年4月1日～令和6年3月31日）のものが補助対象です。交付決定日以前の事業準備に係る経費も補助対象としません。

費目		対象経費	対象外経費	備考
報償費		外部講師又は専門家等への謝礼、ボランティアへの車代等	構成員等関係者への謝金	
旅費		交通費、宿泊費等	団体運営に係る旅費	
需用費	消耗品費	事務用品、材料費、クラウドファンディング返礼品等	販売（収益）を目的とする物品・材料費	
	印刷製本費	チラシ、ポスター等		
	食糧費	外部講師・構成員の弁当事業に不可欠な食材費		公益に不可欠なものに限る
役務費	通信運搬費	郵便料、切手代	電話等通信費	
	保険料	イベント・ボランティア保険料		
	手数料	振込手数料、翻訳手数料、クラウドファンディング手数料、クリーニング代等		
委託料		会場設営委託料等		
使用料及び賃貸料		会場使用料、機械器具の借上料等	構成員の所有する会場・備品等の使用料	
備品購入費		補助額の1/2以内	補助額の1/2以内を超過する金額	事業に不可欠なものに限る
その他の経費		その他市長が必要と認める経費		

※ 次に掲げるものは、対象経費として認められません。

（事業の実施に必要な場合は、団体等の自己資金で賄ってください。）

- (1) 飲み物のうちアルコール類
- (2) 事業実施に必要なのない商品券、図書券等の金券の購入代金
- (3) 家賃（敷金・礼金を含む）、光熱水費等
- (4) 団体等の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）
- (5) 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
- (6) その他事業実施に直接関係のない経費、市長が社会通念上適切でないとした経費等

※ 上記に該当しないものについては、ご相談ください。



3. 口座、領収書、支払い時の注意点

- ◆ 補助金の振込口座は、団体名義、代表者名義または連絡責任者名義のものとします。補助金交付決定後に提出する「協働事業提案制度補助金等交付請求書（様式第4号）」に振込口座を正確に記載してください。
- ◆ 補助対象経費の全ての支払いについて、必ず領収書等を保管してください。実績報告書に、支払いの証明として領収書等の写しを添付していただきます。
- ◆ 銀行振込で支払いをした場合は、取引先からの領収書や銀行の振込金受取書（振込受付書、ご利用明細票等を含む）を必ず受け取って保管してください。
- ◆ インターネット等による通信販売を利用する場合は、個人名でなく、必ず補助金の申請団体名で注文してください。
領収書が発行されない場合は、代金引換サービスの領収書、銀行の振込金受取書、団体等の通帳の写しなどの支払いが証明できる書類に加え、注文の詳細（内容・数量・金額等）が記載されている完了メール等を印刷し添付してください。
- ◆ 補助事業以外の支払いとの混合払いは、行わないでください。



4. 申請様式

各コースによって、申請様式が異なります。

申請書類は、市のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。



提出時期	様 式 名	様式番号
申請時	協働事業提案制度応募申請書	様式第1号
	事業計画書・審査項目調書	
	収支予算書	
	企業版ふるさと納税寄附申出書 ※ 企業版ふるさと納税制度を利用する事業のみ	—
交付決定後	協働事業提案制度補助金等交付請求書	様式第4号
事業完了後	協働事業提案制度補助金等実績報告書	様式第7号
	事業報告書	
	事業収支決算書	
	クラウドファンディングサイトの募集ページの写し ※審査で加点を受けた事業のみ	

※ その他、変更が生じた場合には、別途必要となる書類があります。



5. その他

◆ 事業のチラシ等を作成するときは、「この事業は、三田市協働事業提案制度の補助金の交付を受けて実施しています。」と記載してください。



Q & A

【 事前相談 】

Q：市民活動推進プラザに、事前相談は必ず必要ですか？

A：事前相談は必須ではありませんが、事前にご相談いただくことで申請書類の書き方などのアドバイスも受けることができ、申請手続きや書類審査（一次審査）がスムーズに進みます。

Q：一緒に活動していく団体を紹介してほしいのですが、どこに相談したらいいですか？

A：市民活動推進プラザにご相談ください。

Q：クラウドファンディングの方法が分からないのですが、教えていただけますか？

A：市民活動推進プラザにご相談ください。クラウドファンディング制度の紹介やアドバイスをさせていただきます。
なお、掲載内容や文書の作成は各団体の責任で行っていただきます。

Q：スタート支援コースとステップアップ支援コースの両方に申請できますか？

A：申請は、いずれかのコースで、1団体1申請とします。

【 申請の要件 】

Q：これから団体活動を始めますが、申請団体についての要件はありますか？

A：提案事業の代表者は、三田市内に在住・在勤・在学されている方が申請してください。
申請する事業の要件を満たしていれば、会員の数や市内在住者の制約はありません。

Q：まちづくり協議会などの活動でも申請できますか？

A：地域団体の活動も申請いただけます。ただし、市から他の補助金や交付金等を活用する事業については、二重交付になるため、ご利用いただけません。

Q：NPO法人や民間事業者も申請できますか？

A：募集案内1ページの要件を満たした「非営利事業」として実施される場合は、申請いただけます。なお、提案の非営利事業を行うことで事業者のイメージアップにつなげることは問題ありませんが、活動に関連して自社の営利事業の紹介、商品や会員の勧誘等を行うことはできません。

Q：以前から活動している団体ですが、新たな事業を始める場合に「スタート支援コース」に申請することはできますか？

A：既存の団体でも、新たに始める事業であれば、申請できます。

Q：これまでに行っている事業やイベントでも、補助事業の対象となりますか？

A：実績のある公益的事業をステップアップ（拡充・定着・自立化）する提案であることが必須です。募集案内1ページの要件にある「他の団体・グループや参加者などと人材・特技・資金提供等の連携・協働」を一つ以上盛り込んで、ステップアップ支援コースで申請してください。

地域社会の課題解決につながるもので、要件を満たしていれば対象となります。

Q：ステップアップ支援コースの2年度目の申請も、1年目より事業をステップアップさせないといけませんか？

A：2年度目の申請は、昨年度の活動の定着・自立化を図る事業内容でも結構です。

Q：自分たちの趣味のサークル活動でも申請ができますか？

A：制度の目的や趣旨、要件に合致している活動であれば、申請していただけます。

ただし、提案事業の主たる受益者がメンバー自身となる活動（主に提案団体やメンバーが利益を受けるもの）にはご利用いただけません。

Q：事業の対象者の範囲に決まりはありますか？

A：広く市民が受益者となる事業を基本としています。

事業の効果が特定の地域だけであっても、当該活動がモデルとなり全市への発展性が期待できると、公開プレゼンテーションで評価された場合は採択候補となります。

特定の個人・団体、提案者や連携・協働団体のみが主に利益を受ける事業は対象外です。

Q：申請要件の「他の団体・グループや参加者などと人材・特技・資金提供等の連携・協働」のうち、相手方・手法もそれぞれに一つ以上の組み合わせが盛り込まれていることとは、どういうことですか？

A：自分たちだけで活動するのではなく、募集案内1ページの要件にある「他の団体・グループや参加者などと人材・特技・資金提供等の連携・協働」の図にあるように、①他団体と一緒に事業を実施、②他団体や民間のノウハウを共有して実施、③市民の皆さんに参加協力いただいて実施、④事業者や支援者に資金提供や協力を受けて実施などを、一つ以上取り入れた事業であることを、申請の要件としています。

【対象経費】

Q：活動は申請前からやっていますが、申請までの経費も予算に含めてもいいですか？

A：当該事業の実施年度の4月1日以降分で、応募申請書に記載の事業の実施期間内のものが対象経費になります。

Q：ステップアップ支援コースの補助金は、事業に要する経費の90%以内とありますが、どういう考え方ですか？

A：市からの補助金のみで事業を行うのではなく、10%は自主財源や参加者の負担金、寄附金、民間の補助金等で賄っていただきます。
ステップアップ支援コースで満額の補助金を受け取る場合は、予算の収入の部に23,000円以上の自主財源等を計上（総事業費が223,000円以上）し、執行してください。

Q：団体スタッフ以外の方にお手伝いを依頼した場合（有償ボランティア）の謝礼金は、補助対象となりますか？

A：有償ボランティアに対する謝礼金は、対象経費です。ただし、団体構成員など関係者への給与・手当とみなされる謝礼金は認められません。

Q：補助制度の対象外経費ですが、事業の趣旨からどうしても必要となる経費は、例外的に認められますか？

A：対象外経費であっても、事業の趣旨から必要な経費であると公開プレゼンテーションで認められた場合は、例外的に対象とすることもありますので、ご相談ください。

Q：他の補助金制度と併用して、申請することはできますか？

A：民間の補助金や寄附金は、自己資金として積極的に活用してください。
ただし、三田市の補助金や委託を受けている事業、ふるさと地域交付金を活用している事業等は、二重に行政からの補助を受けることとなるため、申請することはできません。

【 補助金の交付 】

Q : 補助金は、いつ・どのように交付されるのでしょうか？

A : 交付請求書の提出から約1カ月後に、ご指定の団体口座に「補助金の全額を概算払い」として入金させていただきます。

Q : ステップアップ支援コースは、2年目も必ずもらえますか？

A : ステップアップ支援コースについても、毎年申請と審査を行います。
予算に限りがあるため、事業採択候補が多い場合は、継続して補助を受けることができないことがあります。

Q : 申請時の予算額よりも多く活動費がかかりましたが、実績報告書の提出後の精算において、上限額まで補助金をもらうことはできますか？

A : 当初の申請額に基づいて、各決定団体に予算を配分（交付）するため、申請後に交付額を増額することはできません。

Q : 活動費の支出が少なくすみ、概算払いでいただいた補助金より下回った場合は、どうなりますか？

A : 事業が完了し、実績報告書をご提出いただいた後に精算し、不用額を市へご返金いただきます。

Q : 年度内に予定していた事業が全て終わらなかった場合、やむを得ない理由で事業を中止する場合は、補助金を返金しないといけないのでしょうか？

A : これまでに実施した活動内容をご報告いただき、既に支払われた補助金の内、それまでの活動に使用した経費を差し引いた額を市へ返金いただきます。

【 企業版ふるさと納税制度 】・・・詳しくは、協働推進課へ直接ご相談ください。

Q : 知り合いの事業者が「企業版ふるさと納税」で支援をしようと言っていますが、何か条件はありますか？

A : 本社が三田市内にある企業、三田市にのみ事務所や店舗がある企業、法人格を持たない事業者等は、国の制度において企業版ふるさと納税の制度を活用した寄附ができません。

寄附金は、10万円以上の現金による寄附とします。

寄附事業者が企業版ふるさと納税の申請をされる前に、必ず協働推進課へご相談ください。（事前審査を行います）

Q：企業版ふるさと納税制度を活用する場合において、寄附者が「寄附を行うことの見返りとして、経済的な利益を受け取ることは禁止されている」とは、例えばどのような場合ですか？

A：寄附者が、寄附をすることを条件に、そのお金を使って寄附者から商品を購入させる、寄附者に業務委託をさせるなどが該当する場合があります。
提案団体も、寄附金が市からの補助金として交付されることを認識し、複数社からの見積もり合わせを行うなど公正な会計処理に努めてください。その結果、最低価格の寄附者と契約することとなった場合や、他に同等の商品が無くやむを得ない正当な理由がある場合は可能です。

Q：企業版ふるさと納税の支援者を探して来たら、必ず採択されて寄附金や市からの補助金を受け取ることができるのですか？

A：申請要件を満たし、公開プレゼンテーションで基準点の30点以上の評価を得た得点上位の提案から、予算の範囲内で採択し補助金を交付します。企業版ふるさと納税制度を活用した申請には、審査における加点があり、採択の可能性が高まります。
また、基準点の30点以上の評価を得たが採択されなかった場合は、市からの補助金は交付されませんが、企業版ふるさと納税の寄附金は交付します。
なお、基準点の30点を下回った場合は「失格」となるため、協働事業提案制度の採択はされず、企業版ふるさと納税の制度を利用することはできません。

Q：企業版ふるさと納税の寄附金についても、対象経費の制約がありますか？

A：寄附金は市が事業者から受け入れ、市から採択団体に交付します。
補助の対象となる経費、実績報告時の領収書等の添付など、手続きは市の補助金と同じです。

Q：企業版ふるさと納税の寄附金を活用した支出についても、年度内に全額を執行しないとイケませんか？

A：企業版ふるさと納税の寄附金の額により、採択団体への交付手続きに5カ月程度かかる場合があります。このため、企業版ふるさと納税制度を活用した採択事業に限り、応募申請書に執行年度と支出金額を記載いただくことで、寄附金額を2カ年に分けて交付することができます。
ただし、各コースに係る市からの補助金は初年度に交付します。
なお、交付を受けた寄附金は、その年度内（3／31まで）に支出を完了してください。

Q：企業版ふるさと納税の寄附金を、2年以内に全額支出しなかった場合はどうなりますか？

A：残額を市の「市民活動基金」に積み立てて、今後の市民活動に活用させていただきます。

【 審査（書類審査・公開プレゼンテーション） 】

Q：書面審査（一次審査）はどのようにして行うのですか？

A：提出された申請書類に不備がないか、応募要件を満たしているかの形式審査を行います。
応募件数が多い場合は、応募内容を審査し決定します。

Q：プレゼンテーションをしたことがないのですが、パワーポイントなどが使えないとだめですか？

A：プレゼンテーションの方法は、活動内容を実演したり、模造紙にまとめたり、これまでの活動を動画で流すなど様々です。審査員に伝わる方法でPRしてください。

Q：公開プレゼンテーションの審査は、誰が、どのような基準で行うのですか？

A：協働のまちづくり推進委員会の委員と市の所管部長等が、「募集案内 手続き編に記載の審査基準」に基づいて採点します。審査基準を踏まえたプレゼンテーションを行ってください。

Q：公開プレゼンテーションの審査において、どのような場合に「加点」されるのですか？

A：寄附を通じて公益を支える文化を応援する観点から、外部資金の調達にチャレンジする提案事業を優遇します。クラウドファンディング、企業版ふるさと納税制度の寄附、市内事業者からの寄附予定額が10万円以上の場合で採択基準の30点を超えたときに、一律3点を加算します。チャレンジの結果、クラウドファンディングの寄附金等が集まらなかった場合も、募集をしたホームページの写しを実績報告書に添付してください。

Q：募集案内の要件を全て満たしていれば、採択されますか？

A：書類審査と公開プレゼンテーションで、提案内容についての審査を行います。
審査の合計点が50点満点中、30点（60％）以上の評価を得た提案を採択候補とし、寄附による加点を加えた得点の上位の提案から、2コース一括で予算の範囲内で採択します。
このため、①採択基準点を満たせなかったご提案、②採択基準点を満たしても、他に得点の高いご提案が多い場合は、採択されません。

【 その他 】

Q：公開報告会では、どのようなことをするのですか？

A：前年度の活動内容を、参加者の皆さんに報告していただき、事後評価や情報交換の場とします。また、報告団体と申請を考えている団体、これから活動を始めたい人などが情報交換をできるワークショップを開催します。皆さんの活動成果のフィードバックや新たな出会いやアイデアが生まれることを期待しています。

たくさんのご応募を
お待ちしております。



三田市役所 地域共創部 市民協働室 協働推進課
〒669-1595

三田市三輪2丁目1番1号

TEL 079-559-5039

FAX 079-562-3555